

## 滋賀県立美術館協議会美術館魅力向上検討部会設置要綱

### (目的)

第1条 滋賀県立美術館協議会（以下「協議会」という。）は、滋賀県立美術館条例（昭和59年滋賀県条例第20号）第15条の規定に基づき、滋賀県立美術館（以下「美術館」という。）のさらなる魅力化に向けて、施設機能向上について審議するため、美術館魅力向上検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 部会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 美術館の所蔵品の活用に関すること。
- (2) 美術館利便性向上と連携の拠点としての機能強化に関すること。
- (3) 屋外空間の活用による魅力の向上に関すること。
- (4) 長期にわたり安定的な運営を行うための既存施設・設備の改修に関すること。
- (5) その他、美術館の施設機能向上に関すること。

### (組織等)

第3条 検討部会は、委員および専門委員10人以内で組織する。

- 2 検討部会の専門委員は、委員の任期の間、継続して美術館の魅力向上に関する事項を調査、審議する。

### (部会の決議)

第4条 協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とする。

### (庶務)

第5条 部会の庶務は美術館において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### 付則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。